



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社学習研究社
代 表 者 名 代表取締役社長 遠藤洋一郎
コ ー ド 番 号 9470・東証第 1 部
問い合わせ先 執行役員
財務戦略室長 川又 敏男
T E L 03-6431-1015

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された当社取締役会において、下記のとおり、「定款の一部変更」に関し、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の当社第 63 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

記

1. 定款を変更する理由

- (1) 持株会社制によるグループ経営体制への移行に伴い、株式を保有する会社の事業活動に対する管理を行うため、また、今後の当社グループの事業内容の拡大、発展に備えて、現行定款第 1 条（商号）および第 2 条（目的）を変更するものであります。本変更につきましては、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の当社第 63 回定時株主総会に付議する、吸収分割契約および新設分割計画の承認にかかる議案、および、本変更にかかる議案がそれぞれ承認可決され、かつ、吸収分割および新設分割の効力が平成 21 年 10 月 1 日に発生することを条件として、同日をもって効力が生じるものとする旨の附則を設けるものであります。
- (2) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (3) 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間としておりますが、連結決算および経営情報開示の円滑化を図るため、これを毎年 10

月 1 日から翌年 9 月末日までの 1 年間に変更いたしたく、現行定款第 13 条、第 14 条、第 42 条、第 43 条及び第 44 条について所要の変更をするとともに、その他条文の整備を行うものであります。

- (4) 現行定款第 20 条に定める議事録の作成について、現行定款第 20 条に定める議事録の作成について、必ず、議長および出席取締役が記名捺印しなければならない煩を避けるため、削除するものであります。
- (5) 現行定款第 22 条に定める取締役の員数について、当社は、経営環境の変化に迅速に対応しうる経営体制を構築するため、執行役員制度を導入するなど、適正な取締役の員数について不斷の検討を行ってまいりましたが、過去数期における取締役の員数の推移実績を考慮するとともに、将来の持株会社制を見据え、取締役の員数を 15 名以内から 10 名以内に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線の部分が変更箇所です。

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第 1 条 当会社は、株式会社 <u>学習研究社</u> と称し、英文では GAKKEN CO.,LTD.と表示する。	(商 号) 第 1 条 当会社は、株式会社 <u>学研ホールディングス</u> と称し、英文では GAKKEN <u>HOLDINGS</u> CO.,LTD.と表示する。
(目的) 第 2 条 当会社の事業の目的は、次のとおりとする。	(目的) 第 2 条 当会社は、以下の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。
(1) <u>図書、雑誌、教科書その他印刷物の開発、製作及び販売</u> (2) <u>映画、スライド、レコード、ビデオソフトウェアの開発、製作及び販売</u> (3) <u>教材、教具、学用品、教育機器の開発、製作及び販売</u>	(1) <u>出版業</u> (2) <u>映像・音声・文字等に関するソフトウェアの企画、開発、製作及び販売</u> (3) <u>教材、教具、学用品、教育機器の企画、開発、製作及び販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
(4) 玩具、娯楽用具、楽器、文具、紙製品の開発、製作及び販売	(4) 玩具、娯楽用具、楽器、文具、紙製品の企画、開発、製作及び販売
(5) 家具、室内装飾品、卓上装飾品、装身具、衣料品、手芸品、日用雑貨、食品の開発、製作及び販売	(5) 家具、室内装飾品、卓上装飾品、装身具、衣料品、手芸品、日用雑貨、食品の企画、開発、製作及び販売
(6) 運動具、健康増進機器、スポーツ・レジャー用品並びに各種娯楽遊戯装置の開発、製作及び販売	(6) 運動具、健康増進機器、スポーツ・レジャー用品並びに各種娯楽遊戯装置の企画、開発、製作及び販売
(7) 光学機器、音響機器、事務機器、理化学機器、計量器、家庭用電気機器の開発、製作及び販売	(7) 光学機器、音響機器、事務機器、理化学機器、計量器、家庭用電気機器の企画、開発、製作及び販売
(8) <u>通信機器</u> 、電子精密機器、 <u>電子計算機</u> 及びその端末機器並びにこれらに関する各種システム及びソフトウェアの開発、製作及び販売	(8) <u>情報通信機械器具</u> 、電子精密機器、 <u>コンピューター</u> 及びその端末機器並びにこれらに関する各種システム及びソフトウェアの企画、開発、製作及び販売
(9) 医薬品、医薬用外毒物劇物、医薬部外品、化粧品、医療用具並びにこれらの原料の開発、製造及び販売	(9) 医薬品、医薬用外毒物劇物、医薬部外品、化粧品、医療用具並びにこれらの原料の企画、開発、製造及び販売
(10) <u>通信教育</u> 、 <u>模擬試験の実施</u> 並びに <u>学習塾</u> その他各種教室の開設指導、援助及びこれらの経営	(10) <u>教育</u> 、 <u>学習支援業</u>
(11) 教育、芸術、スポーツその他の文化事業、催事の企画、制作及び実施	(11) 教育、芸術、スポーツその他の文化事業、催事 <u>その他各種興行</u> の企画、制作及び実施
(12) 都市計画、地方計画、環境計画等に関する調査、企画、立案、設計、監理及び助言並びにこれらの請負及び受託	(12) (現行どおり)
(13) <u>土木建築等建設工事の設計、監理、施工</u> 及びその請負並びにこれら建設 <u>関係のコンサルタント</u> 業務	(13) <u>建築及び建設</u> に関する業務
(14) 動植物の飼育栽培並びにその生産物の加工及び販売	(14) (現行どおり)
(15) 土地の造成並びに不動産の売買、貸借、管理及び仲介	(15) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(16)自動車運送取扱事業及び旅行業	(16)自動車運送取扱事業、旅行業及び旅行代理店業
(17)損害保険代理業	(17)損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
(18)職業の紹介、斡旋の事業	(18) (現行どおり)
(19)生命保険の募集に関する業務	(19)清掃、警備その他の建物サービス業
(20)介護保険に関する介護サービス事業 並びに高齢者福祉施設及び障害者施設 に関する設計、設立企画、運営又はこれら のコンサルタント業務	(20)各種マーケティング及びコンサルティング
(21)保育所及び託児所の経営、運営並びに これらの施設及び幼稚園に関する設 計、設立企画又はこれらのコンサルタ ント業務	(21)教育施設、保育所及び託児所の経営、 運営、設計及び設立企画
(22)労働者派遣業	(22) (現行どおり)
(23)第1号から第9号に掲げる物品の輸 出入	(削除)
(24)福祉サービス第三者評価事業及び当 該実施機関を紹介する業務	(23) (現行どおり)
(25)ゴルフ場予約代行業務並びにゴルフ 会員権の募集及び売買	(24) (現行どおり)
(26)広告、宣伝に関する企画及び制作	(25)広告宣伝業
(27)介護保険関連事業に関する什器、備 品、自動車等の賃貸借業務	(26)社会保険、社会福祉、介護及び健康増 進に関する事業
(28)前各号に附帯し又は関連する一切の 事業	(削除)
(新設)	(27)著作権、特許権、意匠権、商標権その 他の知的財産権の取得及びその管理・ 運用並びに編集製作、翻訳に関する業 務
	(28)アーティスト、タレントの養成及び斡 旋
	(29)公衆浴場業
	(30)医療に関する業務

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(31)倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業 (32)物流に関する業務 (33)通信販売業 (34)各種情報提供・情報収集・情報処理・情報通信に関するサービス業 (35)コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する業務 (36)古物売買業 (37)物品賃貸業 (38)飲食業及び医療・スポーツ・宿泊・売店等の施設の運営・管理 (39)電話、ビル及び車両の管理・運用業務 (40)経理、人事、総務、情報システム及びそれらの周辺関連業務の受託 (41)前各号に掲げる事業に係る物品の輸出入 (42)前各号に関連する役務の提供 (43)前各号に附帯し又は関連する一切の事業 2 当会社は、前項各号の事業および前項各号の事業に附帯し又は関連する一切の事業を営むことができる。
(株券の発行)	(削除)
第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)
<u>2 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	(単元未満株式についての権利)
(単元未満株式についての権利)	第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。	第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。	3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
第12条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(招 集)	(招 集)
第 <u>13</u> 条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。	第 <u>12</u> 条 当会社の定時株主総会は、基準日の翌日より 3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。
(基準日)	(基準日)
第 <u>14</u> 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月 31日</u> とする。	第 <u>13</u> 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>9月 30日</u> とする。
第 <u>15</u> 条～第 <u>19</u> 条 (条文省略)	第 <u>14</u> 条～第 <u>18</u> 条 (現行どおり)
(議事録の作成)	(削除)
第 <u>20</u> 条 <u>株主総会における議事については、議事録を作り、議長及び出席取締役が記名捺印する。</u>	
第 <u>21</u> 条 (条文省略)	第 <u>19</u> 条 (現行どおり)
(員 数)	(員 数)
第 <u>22</u> 条 当会社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	第 <u>20</u> 条 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第 <u>23</u> 条～第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>21</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
(事業年度)	(事業年度)
第 <u>42</u> 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4月 1日</u> から翌年 <u>3月 31日</u> までの 1 年とする。	第 <u>40</u> 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>10月 1日</u> から翌年 <u>9月 30日</u> までの 1 年とする。
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第 <u>43</u> 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月 31日</u> とする。	第 <u>41</u> 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>9月 30日</u> とする。
(中間配当)	(中間配当)
第 <u>44</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9月 30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。	第 <u>42</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>3月 31日</u> を基準日として中間配当をすることができる。
第 <u>45</u> 条 (条文省略)	第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 第1条（商号）及び第2条（目的）の規定の変更は、平成21年10月1日をもって効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は、上記の効力発生日をもって自動的に削除されるものとする。</u></p> <p><u>第2条 第40条（事業年度）の規定にかかわらず、第64期事業年度は平成21年4月1日から平成21年9月30日までとする。</u> <u>なお、本附則は、第64期事業年度経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p> <p><u>第3条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日まで株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u> <u>なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

3. 定款変更の効力発生日

定款変更の効力発生は、平成21年6月25日（木曜日）開催予定の当社第63回定時株主総会において、「定款一部変更の件」の議案が承認可決されることを条件としております。

ただし、第1条（商号）及び第2条（目的）の変更につきましては、平成21年10月1日をもって効力を生じるものとしております。

以上